
■ 法人名 :
■ 部 署 :
■ 役 職 : 公認会計士
■ 名 前 : 花田重典

■コメント :
企業会計基準委員会御中

先ほど公表された債券の保有目的区分の変更に関する公開草案について、それを認めざるを得ない背景については理解ができますが、本公開草案には、金融商品に関する会計基準や実務指針との文章的な不整合が目立ちますので、ご参考までに別紙のコメントを送付させていただきます。

このたびの世界的な金融危機に対応するために、貴委員会で払われている努力が、わが国における時価評価をめぐる混乱の収束につながることを祈念しています。

平成20年11月13日

実務対応報告公開草案第29号

債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）

平成XX年XX月XX日
企業会計基準委員会

目 的

1. 我が国における企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会（IASB）が、平成20年10月13日に国際会計基準（IAS）第39号と国際財務報告基準（IFRS）第7号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」（以下「改正IAS」という。）を公表した¹ことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられている。この中には、我が国においても早急に対応すべきという意見が多いことから、当委員会では、本実務対応報告において、当面必要と考えられる取扱いを次のように示すこととした。

本実務対応報告は、平成20年10月28日公表の「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）に寄せられたコメントについても検討し公表に至ったものである。

会計処理等

¹ 改正IASは、米国会計基準に定める金融資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むよう要請を受け公表されたものであり、稀な状況において、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができるようにし（脚注3参照）、また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合において、振り替えることができることとした。

売買目的有価証券²からその他有価証券への振替

(現行の取扱い)

2. 金融商品実務指針第80項は、次のように定めている。

「有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできない。保有目的区分の変更が認められるのは、以下の場合に限られる。

- ① 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
- ② 本報告により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
- ③ 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
- ④ 法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合」

3. このため、金融商品実務指針第85項は、「売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する」としている。これは、金融商品実務指針では、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している」（金融商品実務指針第281項）ことによる。

(当面の取扱い)

4. 金融商品実務指針第59項では、「有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である」とされている。ここで売買目的有価証券は、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」（金融商品会計基準第15項）であり、それは、「短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう」（金融商品実務指針第65項）とされている。

・金融商品実務指針第268項では、売買目的有価証券を主として短期間の価格の変動に基づいて利益を獲得するために保有する有価証券としており、取得当初の意図に反するなどして中長期的に保有することとなった銘柄について、そのことをもって直ちに売買目的有価証券の定義からはずれることになることは想定されていませんし、また、相場の変動等によっては単発的な取引として売買が行われることもあり得るとされています。

・国際的な会計基準においても、トレーディング目的の有価証券について中長期的な保有が否定されていませんし、逆に、売却可能有価証券（わが国のその他有価証券に相当）のうち、短期的に売却する見込みの銘柄であっても、そのことをもってトレーディング目的の有価証券とみなされるわけではありません。

5. これらに照らせば、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合においては、売買目的有価証券の定義及び要件を満たして

² これには、金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの（売買目的有価証券に準じて取り扱うもの（金融商品実務指針第269項））も含まれる。

・金銭債権等については市場が存在するわけではなく、安易な時価評価（評価益の計上等）を防止するために、経営者の意図によりトレーディング目的で保有していればよいとするだけでなく、併せて、「この対象となる金融資産は、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものでなければならない」という分類要件が追加されています。引用された箇所だけでは誤解を招きますので、正確な引用を行うべきではないでしょうか。

いないのではないかとこの指摘がある。最近の国際的な会計基準の動向³も考慮し、本実務対応報告では、当面の間、当該指摘を認めることとした。したがって、そのような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにして保有目的の区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券からその他有価証券への振替ができることとなる。

- ・売買目的有価証券の定義として、短期的な売買を意図して取得し保有していることは最も基本的なことです。経営者の意図だけでいつでも売却可能であることを判定することは恣意的になる可能性があるため（金融商品実務指針第268項）、当該要件に加えて、独立の専門部署によってトレーディングが行われているという外形的な状況を備えることが望ましいものとされています（第65項）。
- ・したがって、第4項で引用された売買目的有価証券の定義と合わせて考えれば、トレーディング部門が保有する有価証券が何らかの理由により短期間で売却することが見込まれなくなったとしても、そのことをもって直ちに売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるわけではありません。なぜなら、将来、流動性が回復などしたときには、その時点における投資環境を判断して、場合によっては早期の投資回収のために当該有価証券を売却することがありうるからです。そのような経営者の行動に経済合理性があるのであれば、流動性が極端に低下したことにより売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるなどという外形的な判断をASBJが行うのは、元々、経営者の保有意図に基づき有価証券の分類を行うことができるとしている金融商品会計基準の趣旨に反することになるのではないかと思います。もし売買目的有価証券の定義及び要件を満たさなくなるのであるならば、金融商品実務指針第59項の趣旨に従えば、ここでの結論は、振り替えなければならないとすべきはずなのに、どうして振り替えることができるとされているのでしょうか。
- ・流動性が極端に低下したことなどから売買目的有価証券の定義及び要件を満たしていない有価証券をその他有価証券へ振り替えることができるとする第5項の結論は、その他有価証券が時価の変動により利益を得ることを目的としないものであるという解釈が前提となっていますが、これは正しい理解でしょうか。その他有価証券の定義では、業務提携等の目的で保有する有価証券（いわゆる政策目的有価証券）のほかに、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券も含まれるとされています（金融商品実務指針第72項）。したがって、流動性が極端に低下したことなどから、短期的にも中長期的にも保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な有価証券について、もはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを理由として売買目的有価証券からその他有価証券への振替を認めるのは、そもそもの定義上、矛盾していると思われます。売買目的有価証券もその他有価証券も、短期と中長期との差はあるにしても、最終的には、時価が簿価を上回った時点で、売却によりその投資額を回収するという経営者の意図を前提として、金融商品会計基準で時価評価を要求しているのではないのでしょうか。
- ・流動性が極端に低下したことに基づき売買目的有価証券からその他有価証券への振替を認めるのであれば、振り替えた有価証券について、将来、逆に流動性がかなり回復した時点で、売買目的有価証券の定義及び要件を満たすこととなるために、その他有価証券から売買目的有価証券への振替を否定することが困難になることが想定されます。なぜならば、当該有価証券は元々、経営者が売買目的有価証券として保有する意図をもっていたにもかかわらず、その定義及び要件を満たさなくなったためにその他有価証券に振り替えざるを得なかった（振替は強制されると考えます。）からであり、経営者の保有意図が継続している限り、売買目的有価証券

³ 改正 IAS は、非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻し目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）から振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

の定義及び要件を満たすこととなった時点で売買目的有価証券へ振り戻すことはより実態を表現することになると考えられなくもないからです。第5項で、当該振戻し（再々分類）があえて禁止されていないのは、これを許容されるという趣旨でしょうか。

・もしそうだとすれば、実務は大混乱をきたすと思われます。有価証券売却損益の表示区分が、流動資産に表示されていたか又は固定資産に表示されていたかにより異なりますが、経営者は、有価証券売却益を営業外損益に計上したいというニーズが強いと思われます。元々は売買目的有価証券であったものが、その定義及び要件を満たさなくなったという理由でその他有価証券に振り替えざるを得なくなったとしても、経営者は、時価及び流動性が回復し売却益を計上できるようになった時点で、それを営業外収益に計上したいと考える可能性が高いと思われます。そうすると、その手段としては、売買目的有価証券から振り替えられてその他有価証券に計上されているものを、再度、売買目的有価証券に振り替えるしか方法がありませんので、もし、売買目的有価証券への振戻し（再々分類）を認めないのであれば、その旨を明記すべきと思われます。

・今回の取扱いとは直接の関連はありませんが、実務界においては、流動資産に表示されている有価証券と固定資産に表示されている有価証券の表示区分を、ある程度自由に変更したいという根強いニーズがあります。金融商品実務指針の公表後、財務諸表等規則等の改正に際して、実務界から投資有価証券に計上されている有価証券（その他有価証券）のうち1年以内に売却を決定したものについて流動資産の有価証券への組替えを認めてほしいという要望が出され、金融庁もこれを認めてもよいという判断をされていましたが、JICPAの反対によりこれは認めないこととされました（これは、満期保有目的の債券の厳格な要件とともに、実務界が金融商品実務指針に対して不満をもっているものの一つと思われます。）。その根底にあるのは、投資有価証券の売却益を営業外収益区分に計上したいというニーズです。そのため、今回の取扱いをきっかけに、その他有価証券のうち短期間で売却予定のものについて、売買目的有価証券への振替又は流動資産への表示を認めてほしいという意見が出てくる可能性があることが懸念されます。

（当面の取扱いに基づく会計処理）

6. この保有目的区分の変更においては、金融商品実務指針第283項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後のその他有価証券は、それ以外のその他有価証券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

（当面の取扱いに基づく注記事項）

7. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（（4）及び（5）については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。
 - （1）保有目的を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
 - （2）保有目的を変更した日とその前提となった稀な場合と判断するに至った概況
 - （3）保有目的を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額
 - （4）保有目的を変更した有価証券の期末の貸借対照表計上額
 - （5）保有目的を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記（1）から（5）を注記する（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項（21）及び第25項（20）並びに企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項）。

売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替 （現行の取扱い）

8. 金融商品実務指針第82項では、「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」としている。このため、「売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない」（金融商品実務指針第281項）こととなる。また、売買目的有価証券に分類した債券についても、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないこととなる。

（当面の取扱い）

9. 本実務対応報告では、第5項と同様に、第5項で示されたような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、かつ、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとする。

・そもそも、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしうるかどうかが疑問です。現在の市場環境では、11月13日に角川グループホールディングスが公表したように、本取扱い案とは逆に、満期保有目的の債券に分類していたものについて、金融商品実務指針第83項の要件に合致したことから満期保有目的の債券の適格要件を満たさなくなったとして、売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替えなければならないというのが一般的な状況ではないでしょうか。

・もし第9項の要件を満たして売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ振替が認められたものがある場合に、将来、流動性が回復した時点で、売買目的有価証券の定義及び要件を満たすことになったとして、その時点で売買目的有価証券へ振り戻すことが認められるかどうかは明確ではありませんが、当然に、金融商品実務指針第83項の趣旨に照らせば当該振戻し（再々分類）を認めるべきではなく、「企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし」の前に、「将来、第5項で示されたような稀な場合が解消されたとしても、」などの文言を追加すべきと思われます。

（当面の取扱いに基づく会計処理）

10. この保有目的区分の変更は、金融商品実務指針第283項に従って、振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

（当面の取扱いに基づく注記事項）

11. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（（4）及び（5）については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。

- （1）保有目的を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
- （2）保有目的を変更した日とその前提となった稀な場合と判断するに至った概況
- （3）保有目的を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額
- （4）保有目的を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額
- （5）保有目的を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記（1）から（5）を注記する（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項（21）及び第25項（20）並びに企業会計基準適用指針第14号「四半期財務

諸表に関する会計基準の適用指針」第80項）。

- ・有価証券の4つの保有目的区分は、経営者による投資（有価証券）の回収方法を示しているものともいえます。経営者が、資金を銀行預金などの低利の運用対象ではなく、それを上回るリターンが期待できる有価証券に投資するのは、基本的には、時価の変動に伴う利益を獲得することが目的であると思われますが、実質的に事業投資とみなされる関係会社株式や、何らかの資金需要のために元本の確実な投資を行う必要性などから満期保有目的で債券を保有する場合については、むしろ時価評価を行わないことが経営者の投資行動に合致することとなるとみなされているのではないのでしょうか。このような考え方を前提としたときに、当初、時価の変動に伴う利益を獲得すること目的として取得した債券について、流動性が極端に低下したことにより債券の満期までの長期間にわたって資金を固定し、場合によっては、その間に流動性が回復して時価が簿価を上回ったとしても、その利益獲得機会をあえて放棄してまでも、今回、満期保有目的の債券に振り替えることが、投資の運用・回収などの観点から、そうでない場合に比較してより合理的な経済行動であるということの説明責任を、経営者は利害関係者に対して負っているのではないのでしょうか。
- ・11月13日付の日本経済新聞で、欧州7行が、IASBの改正規定を適用して、貸付債権について、トレーディング区分から貸付金に振り替えたことが報じられています。新聞記事では損失の先送りにつながるのではないかと懸念が示されていますが、見方によっては、売買目的区分で保有しておくのと投売り価格で売却しなければならず、そのことにより多額の損失が見込まれる不良債権について、通常の貸付金と同様の管理下に置くことで、債務者からの債権の直接回収により、投売りよりは回収額を多くすることができるという判断に基づくものかもしれませんので、もしそうであれば、損失をより少なくするための経営者の合理的な判断を、会計のルールが追認したのにすぎないともいえるのではないのでしょうか。単に、トレーディングの定義及び要件を満たさなくなったことにより、他の区分への再分類が認められたのではないように思われます。（もちろん、これは、あくまでも私の想像に基づくものですので、実態はまったく異なる可能性があります。）
- ・このように考えると、「保有目的を変更する前提となった稀な場合と判断するに至った概況」を注記で開示するだけでは不十分であり、当該振替によりどのようなリスクを回避しうるか、言い換えれば、どのような予測又は根拠で損失を最小にすることが可能かも併せて開示させることにすれば、投資家はこれにより正しい判断を行うことができるように思われます。

その他有価証券から満期保有目的の債券への振替 (現行の取扱い)

12. 第8項で示したように、金融商品実務指針では、満期保有目的の債券への分類は、取得当初の意図に基づくものであるもので、その他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとしている。

(当面の取扱い)

13. 本実務対応報告では、最近の金融市場における混乱や国際的な会計基準の取扱いを考慮し、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとする。

- ・論点整理第15項で述べられていたように、債券について、その他有価証券と満期保有目的の債券で、実質的な損益への影響は異ならないにもかかわらず、売買目的有価証券とまったく同じ理由で振替を認める実益が理解できません。単に、第14項への議論につなげたいということにもみえ、最近の金融市場における混乱を背景にした緊急対応とは無関係のようにも思われます。

14. 論点整理に寄せられたコメントやその後の審議では、国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができるとすべきという意見があった。一方で、審議の過程では、最近の金融市場における混乱を背景にして改正IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であれば、当該論点は今回の改正IAS の対象ではないことから、中長期的に検討すべきという意見があった。

この論点は、本実務対応報告が改正IAS の公表に伴う対応であるものの債券の保有目的区分の変更に関連するものであること、満期保有目的の債券が、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要である（金融商品会計基準第72項）ことを原則としている中で、第9項では、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替を認めることとしていることから、本実務対応報告では、その振替と同様の取扱いをその他有価証券から満期保有目的の債券への振替についても、当面の間、認めることとした。このため、稀な場合以外の取扱いについては、今後、金融商品会計基準自体を見直していく中での検討課題とすることとする⁴。

（当面の取扱いに基づく会計処理）

15. この保有目的区分の変更は、金融商品実務指針第283項に従って、振替時の時価をもって振り替えるが、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し⁵、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。なお、純資産の部に計上されたその他有価証券に係る評価差額については、通常の場合と同じように、税効果会計を適用する。〔設例〕

また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

・満期保有目的の債券の取得価額と債券金額との差額（取得差額）のうち、償却原価法の対象となるのは、取得差額が金利の調整部分（金利調整差額）により生じた場合に限定されています（金融商品会計基準第16項）。ただし、満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる（金融商品実務指針第274項）とされていることから、通常は、取得差額的全額を償却原価法の対象とすることができます。

・しかしながら、満期保有目的の債券への振替時の時価と簿価（償却原価）との評価差額が、市場金利の変動がほとんど発生していない状況下で、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下した（第5項）ことにより生じたものである場合に、それが金利調整差額とみなせるのかについては疑問が生じます。取得差額のうち、債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因に基づくものは、償却原価法の対象とすることができません（金融商品実務指針第70項）ので、振替後の満期保有目的の債券を金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って処理するというのであれば、振替時の取得差額についても、償却原価

⁴ 当委員会のプロジェクト計画表（平成20年9月19日更新）では、平成21年1月から3月の間に、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理を公表する予定としている。

⁵ その他有価証券が外貨建の場合、時価評価に係る評価差額に含まれる換算差額も評価差額に関する処理方法に従う（「外貨建取引等会計処理基準」一2(2)）ため、振替時の換算差額を含む評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上する。

ただし、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理している場合（「外貨建取引等会計処理基準注解」注10）には、振替時の評価差額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する。

法の対象となるのは金利調整差額に限定すべきか、もしくは、その全額を償却原価法の対象から除外すべきと思われます。

・その結果、振替時に生じる評価差額のうち金利調整差額以外の部分（ほとんどの部分と思われます。）については、改正前の金融商品実務指針第88項、第238項及び設例8に従い、その他有価証券を子会社株式又は関連会社株式へ振り替えた場合の処理に準じて、満期償還時又は減損時まで、その後の毎期末での洗い替えは行わず、振替時に計上した金額をそのまま引き継ぐのが妥当だと思われます。満期償還時点では、償却原価と有価証券評価差額金の合計（又は純額）が額面金額になっており、評価差額を償却した場合と一致しますが、金融商品会計基準や金融商品実務指針との内的整合性を尊重するならば、首尾一貫した処理方法を規定すべきと思われます。

・振替時に生じる評価差額の処理はIAS39para. 91に準じて規定されたものと思われますが、IAS39para. 91では、満期の定めのないものについては有価証券評価差額金の償却を不要としています。金融商品実務指針第68項では、満期の定めのない永久債であっても、償還する権利を発行者がコール・オプションとして有しているものについては、その契約条項等からみて償還が実行される可能性が極めて高いと認められれば、満期保有目的の債券として分類できるとされていますが、これについては（実際には今回の対象ではないのかもしれませんが）、そもそも償却原価法の適用ができませんので、振替時に生じる評価差額についても償却不要とすべきではないでしょうか。

16. なお、満期保有目的の債券は、原則として金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることはできない（金融商品実務指針第161項）ため、振り替えた債券に関するヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第180項）こととなる。

（当面の取扱いに基づく注記事項）

17. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（（3）及び（4）については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。
- （1）保有目的を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
 - （2）保有目的を変更した日とその前提となった稀な場合と判断するに至った概況
 - （3）保有目的を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額
 - （4）保有目的を変更した有価証券に関して、期末の純資産の部に計上されているその他有価証券評価差額金の額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記（1）から（4）を注記する（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項（21）及び第25項（20）並びに企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項）。

適用時期等

18. 本実務対応報告は、当面の間、認められることとされた会計処理であることから、本実務対応報告公表日から平成22年3月31日までの適用とする。その後の取扱いについては、改めて検討することとする。

ただし、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成20年10月1日以前に行われているときは、平成20年10月1日に行ったものとみなす⁶。）から、

⁶ したがって、仮に当該意思決定が平成20年9月25日に行われていた場合には、会計上、平成20年10月1日に当該意思決定を行ったものとみなして、本実務対応報告に基づく処理を平成20年12月31日までに行う必要がある。なお、仮に当該意思決定が平成20年10月6日に行われていた場合には、当該意思決定時点における本実務対応報告に基づく処理を平成20年12月31日までに行い、仮に当該意思決定が平成

本実務対応報告を適用することができる。この場合における保有目的区分の変更の会計処理は、平成20年12月31日までに行う必要がある。論点整理に寄せられたコメントやその後の審議では、有価証券の保有目的区分の変更が遡って適用された場合、変更できる状況を限定し、かつ変更した場合の注記を求めたとしても、その変更の恣意性が懸念されるため、通常の場合と同じように、遡って適用すべきではないという意見もあった。しかし、本実務対応報告では、経営管理上、事実の変化に即して既に保有目的区分を実質的に変更する意思決定を行っている場合には、その時点から適用することが実態を反映するという意見も考慮した。

19. 本実務対応報告に従って行われた債券の保有目的区分の変更は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することに加え、本実務対応報告で示した注記を行うことに留意する必要がある。

・本実務対応報告により債券の保有目的区分が変更された場合、変更後の会計処理が金融商品会計基準や金融商品実務指針に準拠したものであるならば、平成22年3月31日より後の年度における会計処理に対して特別な手当ては必要ありませんが、第15項で規定されている、振替時の時価をベースにした償却原価法の処理及び振替により発生した有価証券評価差額金の償却については、本実務対応報告のみを根拠とする臨時的な会計処理であり、平成22年3月31日でいったん効力を失ってしまい、その時点で振戻しが必要とも読み取れます。「その後の取扱いについては、改めて検討することとする。」とされている趣旨・内容が明確ではありませんが、その対象にこの臨時的な会計処理も含むのか否かについて、明確にしておかないと混乱が生じるのではないのでしょうか。

設 例

以下の設例は、本実務対応報告で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

【設例】 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

1. 前提条件

額面1,000（クーポン利率0%）の債券に関する振替時（期首）の償却原価を970、時価を910とし、当期末の償却原価（振替時の時価に基づく）を940とする。実効税率を40%とし、繰延税金資産は回収可能性に問題はないものとする。

2. 会計処理

- (1) 振替時（前期末に計上したその他有価証券評価差額金及び繰延税金資産は既に振り戻されているものとする）

満期保有目的債券	910	／	その他有価証券	970
その他有価証券評価差額金	60			

- ・振替時の時価をもって振り替える。振替時の時価910と償却原価970との差額60をその他有価証券評価差額金に計上する。

(2) 期末時

満期保有目的債券	30	／	有価証券利息	30
有価証券利息	20	／	その他有価証券評価差額金	20
繰延税金資産	16	／	その他有価証券評価差額金	16

- ・債券の取得差額90のうち、当期分30（振替時の時価910と当期末の償却原価940との差額）を、有価証券利息に計上する。
- ・振替時に生じた評価差額60のうち、当期分20（ $=60 \times 30 / (1,000 - 910)$ ）を、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて有価証券利息に振り替える。

21年1月20日に行われた場合には、通常どおり、本実務対応報告に基づく処理を行う。

- ・期末時のその他有価証券評価差額金40（＝60-20）に税効果会計を適用し、繰延税金資産16（＝40×40%）を計上する。

期末の要約貸借対照表

満期保有目的債券	940	その他有価証券評価差額金	▲24
繰延税金資産	16	利益剰余金	10

・上記設例は、振替時の評価差額を全額、金利の調整差額とみなして償却原価法の処理に準じて償却を行っていますが、金融商品会計基準第16項に従い、そのうち金利調整差額に相当する部分のみを償却原価法の対象とし、残りの部分は償却せずに繰り越すべきです。以下では、参考までに、これを反映した設例の修正案を示します。

ケース1

1. 前提条件

額面1,000（クーポン利率0%）の債券（満期までの残存期間は3年）に関する振替時（期首）の償却原価を970、時価を910とし、振替時の評価差額については全額、金利の調整以外の要因により生じたものとする。当期末において減損は生じていない。また、実効税率は40%とし、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

2. 会計処理

- (1) 振替時（前期末に計上したその他有価証券評価差額金及び繰延税金資産は既に振り戻されているものとする）

満期保有目的債券	910	／	その他有価証券	970
その他有価証券評価差額金	60			

- ・振替時の時価（市場価格に基づく価額）をもって振り替える。振替時の時価910と償却原価970との差額60をその他有価証券評価差額金に計上する。

(2) 期末時

満期保有目的債券	10	／	有価証券利息	10
繰延税金資産	24	／	その他有価証券評価差額金	24

- ・債券の取得差額90のうち金利の調整差額は30だけであり、残りの60はそれ以外の要因によるものであるため償却の対象から除外する。当期分10（振替時の償却原価970と額面1,000との差額を3年間にわたり定額法で償却した金額）を、有価証券利息に計上する。
- ・期末時のその他有価証券評価差額金60（＝債券の取得差額90-金利の調整差額30）に税効果会計を適用し、繰延税金資産24（＝60×40%）を計上する。

期末の要約貸借対照表

満期保有目的債券	920	その他有価証券評価差額金	▲36
繰延税金資産	24	利益剰余金	10

ケース2

1. 前提条件

額面1,000（クーポン利率0%）の債券（満期までの残存期間は3年）に関する振替時（期首）の償却原価を970、時価を910とするが、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」Q2に従い、時価が債券の公正な評価額を示していないと判断し、合理的な価額を算定したところ振替時の償却原価に近似したため、当該償却原価を振替時の時価とみなすこととした。当期末において減損は生じていない。

2. 会計処理

- (1) 振替時（前期末に計上したその他有価証券評価差額金及び繰延税金資産は既に振り戻されているものとする）

満期保有目的債券	970	/	その他有価証券	970
----------	-----	---	---------	-----

- ・振替時の時価（合理的に算定された価額）970をもって振り替える。

- (2) 期末時

満期保有目的債券	10	/	有価証券利息	10
----------	----	---	--------	----

- ・債券の取得差額30は全額、金利の調整差額であるため、当期分10（振替時の償却原価970と額面1,000との差額を3年間にわたり定額法で償却した金額）を、有価証券利息に計上する。

期末の要約貸借対照表

満期保有目的債券	980	利益剰余金	10
----------	-----	-------	----

以 上